

安全保障理事会決議二〇九四（核不拡散・北朝鮮）

採択 二〇一三年三月七日（安保理第六九三回会合）
三月一九日官報（外務省告示八三号）

安全保全理事会は、中略
核、化学会及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、
北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調し、中略
北朝鮮の実施中の核及び弾道ミサイル関連活動が地域内外の緊張に増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、
国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四一条に基づく措置をとつて、

1 北朝鮮が、理事会の関連する決議に違反し、甚だしく無視しての（二〇一三年二月二日）現地時間に実施した核実験を最も強い表現で非難する。
決議第一七一八号（二〇〇六年）（8-e）の規定に定める措置及び決議第一七一八号（二〇〇六年）（8）の規定に定める免除はあるが、指定された個人若しくは団体の代理として若しくはその指示により活動を行っていると決定した個人又は制裁回避を支援し若しくは決議第一七一八号（二〇〇六年）（第一七四号（二〇〇九年）、第二〇八七号（二〇一三年）及びこの決議の規定に違反する個人に対して適用されることを決定し、さらにはそのような個人が北朝鮮国民である場合には、各国は、司法手続の実施のため又は専ら医療、安全若しくはその他の人道的目的のためにその個人の存在が必要とされていない限り、適用可能な国内法及び法規に従い、北朝鮮への送還目的としてその個人を本国から追放することを決定する。ただし、この規定におけるものも、国際連合の業務を実施するため北朝鮮の政府代表者が国際連合本部へ移動することを妨げるものではない。

13 13 北朝鮮が、理事会の関連する決議に違反し、甚だしく無視しての（二〇一三年二月二日）現地時間に実施した核実験を最も強い表現で非難する。
決議第一七一八号（二〇〇六年）（8-e）の規定に定める措置及び決議第一七一八号（二〇〇六年）（8）の規定に定める免除はあるが、指定された個人若しくは団体の代理として若しくはその指示により活動を行っていると決定した個人又は制裁回避を支援し若しくは決議第一七一八号（二〇〇六年）（第一七四号（二〇〇九年）、第二〇八七号（二〇一三年）及びこの決議の規定に違反する個人に対して適用されることを決定し、さらにはそのような個人が北朝鮮国民である場合には、各国は、司法手続の実施のため又は専ら医療、安全若しくはその他の人道的目的のためにその個人の存在が必要とされていない限り、適用可能な国内法及び法規に従い、北朝鮮への送還目的としてその個人を本国から追放することを決定する。ただし、この規定におけるものも、国際連合の業務を実施するため北朝鮮の政府代表者が国際連合本部へ移動することを妨げるものではない。

14 14 各国に対し、当該金融サービスが北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七一八号（二〇〇六年）（第一七四号（二〇〇九年）、第二〇八七号（二〇一三年）及びこの決議により禁止されることを示す情報の有する場合に、銀行の持ち分を得ること又は取引関係（コールレスの関係）を確立しないことのを要請する。

15 15 又は銀行口座の開設を禁止する適切な措置をとるよう要請する。又はすべての加盟国が、当該金融支援が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七一八号（二〇〇六年）（第一七四号（二〇〇九年）、第二〇八七号（二〇一三年）若しくはこの決議により禁止されたその他の活動又は決議第一七一八号（二〇〇六年）（第一七四号（二〇〇九年）、第二〇八七号（二〇一三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得る金融サービスの提供者、又は自国の領域への、自國の領域を通じての若しくは自國の領域からの、又は自国民、自國の法律の下で組織された団体（海外の支店を含む）自國の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる大量の現金を含むいかなる金融又是その他の財産又は資産の移転も防止することを決定する（自國の領域内、又は今後自國の領域に入れる、自國の管轄権に服する）又は活動に連なるいかなる金融又是その他の財産又は資産の凍結及び、自國の権限及び国内法令に従つた、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む）。
16 16 各国に対し、当該活動が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七一八号（二〇〇六年）（第一七四号（二〇〇九年）、第二〇八七号（二〇一三年）及びこの決議により禁止されいるその他の活動又は決議第一七一八号（二〇〇九年）、第二〇八七号（二〇一三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得ると信じる合理的根拠が、前記の計画又は活動に連なるいかなる金融又是その他の財産又は資産の凍結及び、自國の権限及び国内法令に従つた、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む）。
17 17 各国に対し、当該活動が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七一八号（二〇〇六年）（第一七四号（二〇〇九年）、第二〇八七号（二〇一三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得ると信じる合理的根拠が、前記の計画又は活動に連なるいかなる金融又是その他の財産又は資産の凍結及び、自國の権限及び国内法令に従つた、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む）。
18 18 各国に対し、当該船舶の旗国が検査の後に当該船舶がそのような検査を拒否した場合又は北朝鮮籍の船舶が決議第一七一八号（二〇〇九年）、第二〇八七号（二〇一三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得ると信じる合理的根拠が、前記の計画又は活動に連なるいかなる金融又是その他の財産又は資産の凍結及び、自國の権限及び国内法令に従つた、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む）。
19 19 各国に対し、当該船舶の旗国が検査の後に当該船舶がそのような検査を拒否した場合又は北朝鮮籍の船舶が決議第一七一八号（二〇〇九年）、第二〇八七号（二〇一三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得ると信じる合理的根拠が、前記の計画又は活動に連なるいかなる金融又是その他の財産又は資産の凍結及び、自國の権限及び国内法令に従つた、すべてのそのような取引を禁止するための適切な措置をとることを要請する。



附屬書 II
附屬書 III
資產凍結 (略)
品目 資材
奢侈品 (略)
機材、
物品及び技術
(略)

